

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	老人福祉法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、老人福祉法に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊後大野市長

## 公表日

平成28年12月26日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	41 老人福祉法に関する事務
②事務の概要	<p>老人福祉法に基づき、福祉の措置を実施し、費用の徴収を行っている。</p> <p>具体的な手続及びその使用するシステムは、</p> <p>①65歳以上の方であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある方等が、やむを得ない事由により介護保険法に基づくサービスを受けられないときに必要な措置を実施 - イ、ウ、エ、キ</p> <p>②①の措置のほか、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与 - イ、ウ、エ</p> <p>③居宅において養護を受けることが困難な方等を養護老人ホームへ入所措置 - ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>④養護老人ホーム等に入所措置した方が死亡した場合、葬祭を行う者がいないときは、葬祭を実施 - ア、イ、オ、カ、キ</p> <p>⑤各福祉の措置に係る経費の支払い - ア、キ</p> <p>⑥措置に要する費用を負担能力に応じて、全部又は一部を徴収 - ア、イ、エ、オ、カ、キ</p> <p>※桐ファイルについては、個人番号での管理は行わない。          ※宛名作成においてデータ抽出を行う場合、個人番号を除いてデータ抽出を行う。</p>
③システムの名称	(ア)総合福祉システムWEL+、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)Acrocity介護保険、(エ)Acrocity個人住民税、( )MICJET番号連携サーバー、(カ)中間サーバー、(キ)桐

## 2. 特定個人情報ファイル名

(ア)高齢者施設情報ファイル、(イ)介護保険情報ファイル、(ウ)個人住民税情報ファイル、(エ)中間サーバーファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項
--------	---------------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1: 情報提供の根拠 なし 2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の61の項及び62の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長 足立 建士

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課法規係
-----	--------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	高齢者福祉課
-----	--------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

